

浦添市企業版ふるさと納税基金条例施行規則（令和5年規則第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">浦添市企業版ふるさと納税基金条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月27日 規則第14号</p> <p>（基金の処分）</p> <p>第3条 条例第6条の規定により基金を処分して充てることができる経費は、寄附対象事業のうち、次に掲げる事業に要する経費とする。</p> <p>(1) <u>多くの住民の就業に向けた各種課題の解決、働きやすい社会の実現を目指す事業</u></p> <p>(2) <u>産業振興を通して域外からの収入の増加を目指す事業</u></p> <p>_____</p> <p>(3) <u>出産、子育てにやさしく、健康に過ごせるまちを目指す事業</u></p> <p>_____</p> <p>(4) <u>安全で快適な住みやすい地域社会の形成を目指す事業</u></p> <p>_____</p>	<p style="text-align: center;">浦添市企業版ふるさと納税基金条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">令和5年3月27日 規則第14号</p> <p>（基金の処分）</p> <p>第3条 条例第6条の規定により基金を処分して充てることができる経費は、寄附対象事業のうち、次に掲げる事業に要する経費とする。</p> <p>(1) <u>誰もが安心して、健康で自分らしく暮らせるまちづくり事業</u></p> <p>_____</p> <p>(2) <u>地域の強みを活かし、質の高い雇用と稼ぐ力を育てるまちづくり事業</u></p> <p>(3) <u>自然・歴史・インフラが調和した快適で持続可能なまちづくり事業</u></p> <p>(4) <u>国際性・多文化性・多様な交流が広がる活力あるまちづくり事業</u></p>